

**鎌ヶ谷市特定施設入居者生活介護  
整備・運営事業者 公募要領  
＜令和6～7年度開設分＞**

令和6年7月

鎌ヶ谷市 健康福祉部 高齢者支援課

## 1 公募の趣旨

鎌ヶ谷市では、第9期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、介護保険施設等の整備を進めています。

この計画に基づき、「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」（以下、「既存施設」という。）の特定施設入居者生活介護への転換又は介護付き有料老人ホーム（以下、「既存特定施設」という。）の増床を希望される事業者を募集することといたしました。

既存施設の転換又は既存特定施設の増床を希望される事業者におかれましては、この要領及び関係法令（老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、都市計画法等）並びに関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

## 2 公募概要

### （1）公募する介護サービスの種別、条件、募集数及び形態

サービス種別	条件	募集数	形態	整備地域
特定施設入居者生活介護 (定員30人以上の介護付き有料老人ホーム)	既存施設の転換又は 既存特定施設の増床	60人分	一般型又は外部サービス 利用型のどちらも可	市内全域

※対象となるのは、混合型特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）を提供する「介護付き有料老人ホーム」です。

※介護付き有料老人ホームの新規整備の募集ではありません。

※介護専用型特定施設・地域密着型特定施設の募集は行いません。

※既存施設の一部を「介護付き有料老人ホーム」へ転換することは可とします。

### （2）転換・増床の要件

転換・増床の要件は、以下のとおりとなります。

- ① 新たに転換・増床する介護居室の定員は60人以下であること。
- ② 施設全体が特定施設入居者生活介護の指定を受けられる設備・構造を有すること。
- ③ 居室の変更を伴う場合には、当該入居者から確実に同意を得られること。
- ④ 現入居者にとって不利な条件とならないこと。（入居費用の増加、居室面積の縮小など）
- ⑤ 事業を実施する用地及び建物については、法人が所有権を有すること。ただし、賃貸借契約又は地上権等の設定による場合は、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、その契約関係について千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針4（3）～（5）を満たしていること。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている施設については、千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針4が適用除外となるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に定める登録基準を満たすこと。

⑥ 転換・増床前の施設と同じ建物であること。

⑦ 以下の耐震基準のいずれかを満たすこと。

ア 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること

イ 昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物であって耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。

- ⑧ 市街化調整区域に設置している既存施設及び既存特定施設を転換・増床する場合、千葉県開発審査会提案基準に適合した計画であること。
- ⑨ 関係法令等を満たす計画であること。(主な関係法令は以下のとおり)
  - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 68 号）（千葉県）
  - ・ 千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針及び千葉県有料老人ホーム設置に係る事前協議等実施要綱
  - ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等その他関連する法令等については、事前に関係部署等との事前相談を行い、当該計画の実現性についてあらかじめ確認してください。
- ⑩ 応募事業の開始時に介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)と同等以上の加算を算定すること。

(3) 開設時期 令和 6～7 年度中に転換・増床（指定）すること。

(4) 望ましい要件

- ① 医療体制が充実していること。
- ② 入居一時金及び月額利用料について、より多くの方が入居できる金額であること。
- ③ 入居者の多くを鎌ヶ谷市民で見込むこと。

### **3 応募資格の要件**

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たす法人であることが必要となります。

- (1) 法人格を有している運営事業者であること。
- (2) 介護保険法第 70 条第 2 項各号及び第 115 条の 2 第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 応募法人（運営法人）自らが開設し、県の指定を受けていること。
- (4) 法人及び代表者が、納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- (6) 過去 3 年間に所轄庁の監査等における指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (7) 運営主体の財務状況が健全であること（当期純損益が 3 期連続で赤字経営ではないこと、直近の決算書において債務超過でないことが確認できること）。
- (8) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。）が鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成 24 年鎌ヶ谷市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第 9 条に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 介護保険サービスを適正に提供している実績があること。
- (10) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

## 4 審査（選定）方法

第1次審査及び第2次審査の結果を総合的に評価し、鎌ヶ谷市介護サービス事業予定者選考委員会が事業予定者を決定します。

### (1) 第1次審査

応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。

### (2) 第2次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等についてのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価する審査を行います。

選定にあたっては、「特定施設入居者生活介護選定基準」に基づく採点を行い、評価点数の高い計画から順に採択しますが、評価点数が最低基準を満たさない場合は選定されません。

### (3) 選定結果

選定結果については、採択あるいは不採択にかかわらず令和6年10月上旬を目途に、応募のあった応募者宛てに文書にて通知します。

なお、選考結果についての電話・文書等による問い合わせには応じません。

### (4) 事業者の公表

応募状況・選考結果は、市公式ホームページに掲載し、公表します。

## 5 応募手続

### (1) 応募書類

No.	項目	留意事項	様式番号
1	公募申込書		様式1
2	法人概要書		様式2
3	特定施設稼働状況調査票	○市内の介護付き有料老人ホームの稼働状況を記載してください。	様式2-①
4	増床施設稼働状況調査票 (介護付き有料老人ホーム)	○募集に申し出た既存特定施設の稼働状況を記載してください。 ※転換の場合は不要	様式2-②
5	転換施設稼働状況調査票 (住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	○募集に申し出た既存施設の稼働状況を記載してください。 ※増床の場合は不要	様式2-③
6	定款又は寄附行為	○最新のもの(写し可)	—
7	法人の登記簿謄本	○履歴事項全部証明でも可能。(直近3か月以内の原本)	—
8	誓約書・役員名簿	○介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員名簿 ※役員名簿は就任予定者も含む	様式3
9	法人決算書	○直近2か年の決算報告書・貸借対照表・損益計算書・財産目録 ※財産目録は社会福祉法人のみ	任意様式

No.	項目	留意事項	様式番号
10	納税証明書	○国税及び県税：未納がないことの証明 ○市税：最新の納税証明書	—
11	利用料金設定書	○家賃、食材料費、管理費等の積算根拠も記載してください。(税抜き)	様式 4
12	土地・建物の登記簿謄本	○直近 3 か月以内の原本 ※賃貸借の場合は、契約書の写し	—
13	職員配置計画書	○就任予定者がいる場合は、以下の書類も提出すること。	様式 5
14	管理者就任予定者経歴書	○就任予定者がいる場合は提出してください。(予定者の同意を得ること。)	様式 5-①
15	生活相談員予定者経歴書		様式 5-②
16	計画作成担当者予定者経歴書		様式 5-③
17	転換・増床後収支見込表	○初年度が赤字の場合は、黒字になる年度の分まで提出してください。	様式 6
18	資金計画書	○人件費等の運転資金は 3 か月分で積算してください。	様式 7
19	法人預金残高挙証資料	○以下のどちらかを提出してください。 ア 残高証明 (直近 1 か月以内のもの) イ 通帳表面及び残高記載ページ(写し)	—
20	事業計画書	○転換・増床に係る計画等を記載してください。	様式 8
21	地域連携確保予定表	○地図等を添付し、位置関係等を明示してください。	様式 9
22	入居者等説明状況調書	○既入居者への説明に使用した資料やチラシ、説明結果・経過がわかる挙証資料を提出してください。	様式 10
23	転換・増床スケジュール	○転換・増床工程、職員採用計画、指定申請等を含むスケジュールを提出してください。	任意様式
24	施設平面図	○改修する場合は、改修前後の平面図を提出してください。 ○平面図は少なくとも廊下幅や各部屋の寸法等が分かるものとしてください。	任意様式
25	居室等面積一覧表	○特定施設として基準上必要な設備について全て記載してください。	様式 11
26	施設現況写真一覧	○転換・増床前の外観及び既存特定施設又は既存施設として基準上必要な設備がわかる写真を提出してください。	様式 12

No.	項目	留意事項	様式番号
27	【千葉県協議書類】 事前協議申出書	○有料老人ホームの設置に係る事前協議申出書（県事前協議等実施要綱）	別記第2号様式
28	【千葉県協議書類】 立地条件に関する事項	○位置図（縮尺 1/2, 500 程度）	任意様式
29		○交通の便と周辺の状況を示した図（縮尺 1/2, 500 程度）	任意様式
30		○公図の写し（最新のもの）	任意様式
31		○建物配置図・平面図・立面図（A3） ※平面図は少なくとも廊下幅や各部屋の寸法等が分かるものとする。 ※接続道路について、公道の場合は名称及び幅員、私道の場合は敷地延長による指導や道路位置の有無について記載された書類を添付すること。	任意様式
32		○排水計画図 ※ごみ処理大作・し尿処理対策・汚水処理対策（下水道処理を含む）・上下水道対策（認可計画、給水区域人口、水源、新設拡張の要否等）の支障の有無について確認できる書類又は対策が記載された書類を添付すること。 ※施設設置場所に係る公害（排煙、煤煙、通風、日照等）の支障の有無について確認できる書類又は対策が記載された書類を添付すること。	任意様式
33	【千葉県協議書類】 事業計画に関する事項	○資金の融資を受ける場合にあつては、金融機関等の融資内諾書	任意様式

(2) 受付期間等

- ①受付期間：令和6年7月22日（月）から令和6年8月23日（金）まで
- ②受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後4時まで
- ③提出先：鎌ヶ谷市健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係（窓口）  
※事前連絡の上、応募者が直接持参により提出してください。  
※郵送による書類の受付は致しません。

(3) 提出物

- ①ファイル 11部（正本1部、副本（コピー可）10部）
- ②データ 1枚（DVD-Rに全応募資料をPDFデータとして格納）  
※各応募資料は、以下の命名規則に従ってください。  
命名規則：【事業者名】+No.\_項目名  
例）【社会福祉法人〇〇】01\_公募申込書



#### (5) 応募に当たっての留意点

- ① 本申込みの受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更は一切認めません。  
なお、本市において必要と判断した場合、追加資料を求めます。このことを踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- ② 応募に必要な書類に不足・不備がある場合は、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- ③ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ④ 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑤ 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
- ⑦ 提出された書類に虚偽の記載等があった場合は、選定後であっても失格とします。
- ⑧ 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届を提出してください。
- ⑨ 応募者は選考結果が通知されるまでの間、今回の公募に関する情報を知りうるものとの接触等不適正と疑われる行為を取らないこと。鎌ケ谷市介護サービス事業予定者選考委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め又は接触したことが明らかになった場合、応募は無効とします。
- ⑩ 整備事業予定者の選定は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定が確定されたものではありません。事業所の開設には、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定申請により指定を受ける必要があります。
- ⑪ 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、鎌ケ谷市はその責任を一切負いません。
- ⑫ 本公募に対する鎌ケ谷市からの補助金制度はありません。全て事業者の自己資金等になります。

#### 6 質問等の受付について

- (1) 受付期間 令和6年7月22日（月）から7月26日（金） 午後5時まで
- (2) 受付方法 以下のフォームに入力のうえ、提出願います。  
URL : <https://logoform.jp/f/2H9Gd>
- (3) 回答方法 受付期間中に受け付けた質問については、令和6年8月7日（水）までに、市公式Webサイトに回答を掲載します。
- (4) 留意事項
  - ① フォームによる質問票の提出以外の方法（口頭、電話等）による質問はできません。
  - ② 指定基準等に係る質問内容や国の通知（Q&A）等で確認できる内容については、回答いたしません。
  - ③ 質問票到着後、質疑内容に関し確認させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

## 7 スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年7月22日（月）から	応募受付（応募書類の提出）の開始
令和6年7月22日（月）から 令和6年7月26日（金）まで	質問の受付期間
令和6年8月7日（水）まで	質問に対する回答の掲載
令和6年8月23日（金）まで	応募受付（応募書類の提出）の終了
令和6年8月下旬頃	第1次審査の実施 第1次審査結果の通知
令和6年9月下旬から 令和6年10月上旬頃	第2次審査の実施 第2次審査結果の通知 選考結果の公表
令和6年10月中旬以降	千葉県との協議開始

※以降、指定を前提として千葉県と事前協議等を開始します。

※上記スケジュールは現時点での予定であり、変更となる場合があります。

## 8 問い合わせ・提出先

鎌ヶ谷市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係  
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
TEL：047-445-1375（直通）  
E-mail：kou-fuku@city.kamagaya.chiba.jp

＜指定基準の概要＞

(1) 人員基準

区 分		概 要
管理者	職務	原則として、専ら当該特定施設の管理業務に従事する。
	勤務形態	常勤であること。
生活相談員	人数	常勤換算方法で利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
	資格	社会福祉指示・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの資格を有していることが望ましい。
	勤務形態	1 人以上は、常勤であること。
看護師若しくは准看護師又は介護職員	配置基準	看護職員（看護師、准看護師）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数及び介護予防サービス利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上
看護師若しくは准看護師	人数	(1) 利用者の数が 30 を超えない施設にあつては、常勤換算方法で 1 以上 (2) 利用者の数が 30 を超える施設にあつては、常勤換算方法で 1 に利用者の数が 30 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
	勤務形態	1 以上は常勤であること。
介護職員	人数	常に 1 以上のサービス提供に当たる職員が確保されること。
	資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、認知症の介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。他の従業員にあつても、研修の機会を確保し、質の向上を図ることが必要。無資格者に対しては、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
	勤務形態	1 以上は常勤であること。
機能訓練指導員	人数	1 以上
	資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）
	兼務	業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。
計画作成担当者	人数	1 以上（利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）
	資格	介護支援専門員であること。
	職務	原則として、専ら当該特定施設サービス計画の作成に従事する。
	兼務	業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

(2) 設備基準

区 分		概 要
建物の構造	耐火・準耐火構造	耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）でなければならない。（一定の要件を満たす場合は例外あり）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること。具体的には、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいう。</li> <li>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>・上記のほか、特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</li> </ul>
介護居室	定員	1の居室の定員は1人（個室）とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。（夫婦部屋などを想定）
	広さ	プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階に設けてはならないこと。</li> <li>・1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> </ul>
一時介護室	広さ	介護を行うために適当な広さを有すること。
	設置の例外	他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合には設けないことができる。
浴室	広さ	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
便所	配置	居室のある階ごとに設置すること。
	その他	非常用設備を備えていること。
食堂	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
機能訓練室	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
	設置の例外	他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては設けないことができる。

※上記は、特定施設入居者生活介護に関する人員、設備に関する基準の概要となります。

応募に際しては、必ず関係法令や「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿った整備計画である必要がありますので、ご注意ください。

令和6～7年度募集分 特定施設入居者生活介護 選定基準

No	評価項目	具体的な視点	配分	配点
<b>1 法人の状況（配分 20 点）</b>				
	介護付き有料老人ホーム等の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で運営する介護付き有料老人ホームの稼働率が 90%以上の法人</li> <li>・募集に申し出た住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の稼働率が 90%以上の法人</li> <li>・その他の法人</li> </ul>	10 点 5 点 0 点	10 点
	法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと	10～0 点	10 点
<b>2 利用料金について（配分 15 点）</b>				
	利用料金	・利用しやすい料金となっているか	15～0 点	15 点
<b>3 増床・転換予定地について（配分 5 点）</b>				
	増床・転換予定地の環境	・予定地の環境、交通の利便性等	5～0 点	5 点
<b>4 増床・転換前施設の入居者の要介護度について（配分 10 点）</b>				
	増床・転換前施設入居者の要介護度	・要介護度の高い入居者の施設定員に占める割合	10～0 点	10 点
<b>5 増床・転換計画内容について（配分 50 点）</b>				
	資金計画書	・資金計画が妥当であるか	5～0 点	5 点
	入居者の安全に配慮された構造・設備等	・入居者の安全に配慮された構造・設備等があるか（災害対策、感染症対策、防犯対策）	10～0 点	10 点
	医療的ケア等に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症のケア、重度化、看取りに対する具体的な取り組み</li> <li>・医療機関との連携状況</li> <li>・看護職員の配置状況</li> </ul>	10～0 点	10 点
	人材確保・定着支援に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な職員数を継続的に確保するための取り組み</li> <li>・質の高い人材を育成するための取り組み</li> <li>・定着率を上げるための取り組み</li> </ul>	10～0 点	10 点
	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事への招待</li> <li>・地域行事への参加</li> <li>・近隣学校等との交流 等</li> </ul>	10～0 点	10 点
	ICT・介護ロボットの活用の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT、介護ロボットの活用による介護サービスの質の向上</li> <li>・介護職員の身体的負担軽減 等</li> </ul>	5～0 点	5 点
<b>合 計</b>				<b>100 点</b>

## 1 法人の状況

【介護付き有料老人ホーム等の運営実績における稼働率の算出方法について】

鎌ヶ谷市内に在住する介護付き有料老人ホームの稼働率については、以下のいずれかの期間又は時点を選択のうえ算出してください。なお、複数の施設を運営している法人については、それぞれの施設ごとに選択することができます。

(1) 令和5年6月から令和6年5月までの平均で算定

「利用延日数」÷（「定員」×366）×100【小数点以下切捨て】

(2) 令和6年6月1日時点における算定

「入居者数」÷「定員」×100【小数点以下切捨て】

※複数施設の合計稼働率は、各施設で算出した「稼働率の合計」÷「施設数」【小数点以下切捨て】とします。

## 2 利用料金について

本項目については、以下の(1)～(3)に記載の表に当てはめ、項目ごとに算出した点数の合計点で算出します。

(1) 当該施設内の一人部屋における月額利用料の平均（税抜き）

区分	150,000円未満	150,001円以上 200,000円未満	200,001円以上
点数	5点	2.5点	0点

※月額利用料とは、家賃・食費・光熱水費・管理費・共益費など入居者から一律で徴収するものを指します。

※月額利用料の平均（1円未満切捨て）は、部屋ごとの月額利用料の合計を部屋数で割って算出してください。なお、生活保護受給者のみに適用する料金体系は除くものとします。

例) 料金タイプA（100,000円、5室）、料金タイプB（150,000円、10室）の場合  
(100,000円×5室) + (150,000円×10室) ÷15室=133,333円

(2) 前金払

区分	無	1円以上 5,000,000円未満	5,000,001円以上
点数	5点	2.5点	0点

※前金払とは、終身にわたって支払う家賃等の全部もしくは一部を入居時に一括支払いするものを指します。

(3) 入居一時金の有無

区分	無	有
点数	5点	0点

※入居一時金とは、事務手数料等を指します。（前払金及び敷金は除く）

### 3 入居者の要介護度

本項目は、令和6年4月1日時点における増床・転換前の居住施設の入居者の要介護度に基づき、以下の計算方法により点数（小数点第1位単位、小数点第2位を四捨五入）を算出します。

＜計算方法＞

得点数＝（要介護5の人数＋要介護4の人数×0.8＋要介護3の人数×0.6＋要介護2×0.4  
の人数＋要介護1の人数×0.2）÷施設定員数×10

### 4 その他留意事項

（1）審査の結果、以下のどちらかに該当する場合は、計画が不採択となります。

①「5 増床・転換計画」のうち、資金計画が0点の場合

②「5 増床・転換計画」の資金計画を除く点数の合計点が20点未満の場合

（2）評価点数が同点の場合は、月額利用料の低廉な事業者を優先します。

（3）複数事業者の選定条件

優先順位1位になった事業者の増床・転換希望数が募集数（60床）を下回り、募集数の残数が優先順位2位の事業者の増床・転換希望数の範囲内となった場合のみ、複数事業者を選定します。

例1）優先順位1位の事業者の希望数：40床

優先順位2位の事業者の希望数：20床

⇒2事業者を選定します。

例2）優先順位1位の事業者の希望数：40床

優先順位2位の事業者の希望数：25床

⇒優先順位1位の事業者のみ選定します。

